

厚生環境委員会会議録

I 日 時 令和 8 年 3 月 19 日 (木)
午前 10 時 00 分開会
午前 11 時 53 分閉会

II 場 所 第 3 委員会室

III 出席委員

委員 長	藤 井 大 輔
副委員 長	横 田 誠 二
委 員	針 山 健 史
”	亀 山 彰
”	川 島 国
”	瘡 師 富 士 夫
”	五 十 嵐 務
”	菅 沢 裕 明

IV 出席説明者

生活環境文化部

生活環境文化部長	杉 田 聡
理事・生活環境文化部次長	
	柳 田 貴 広
生活環境文化部次長	林 原 泰 彦
生活環境文化部次長	中 島 浩 薫
参事・スポーツ振興課長	
	新 保 暢
参事・環境政策課長	九 澤 和 英
参事・環境保全課長	吉 森 信 和
県民生活課長・県民生活課課長	
(水雪土地対策担当)	熊 本 誠
県民生活課課長(くらし安全担当)	
	古 川 久 美 子

文化振興室長・文化振興室文化政策課長

杉原 英樹

文化振興室芸術振興課長

岡田 昌子

スポーツ振興課課長（富山マラソン推進担当）

堺 広光

スポーツ振興課課長（スポーツ環境等充実担当）

野中 順史

環境政策課課長（廃棄物対策担当）

森 友子

自然保護課長

朝山 弘康

厚生部

厚生部長

有賀 玲子

こども家庭支援監

川西 直司

理事・厚生部次長

式庄 寿人

厚生部次長（健康対策室長）

守田 万寿夫

参事・医務課長

小倉 憲一

参事・こどもの心のケア推進担当

加納 紅代

参事・健康対策室健康課長

利田 智恵

参事・くすり振興課長

竹内 大輔

厚生企画課長

橋本 桂芳

厚生企画課課長（医療保険担当）

牧野 尚恵

高齢福祉課長

勝山 誠司郎

高齢福祉課課長（地域包括ケア推進担当）

若林 勇人

こども家庭室長・こども政策課長
池田 佳美

こども家庭室子育て支援課長
伊東 一彦

こども家庭室こども未来課長
そう川さおり

こども家庭室課長（児童相談所等機能強化推進担当）
稲垣 岳彦

障害福祉課長 河尻 茂明

医務課課長（医療政策担当）
岩村 耕二

医務課課長（医師・看護職員確保対策担当）
中村真由美

健康対策室感染症・疾病対策課長
川辺 秀一

生活衛生課長 清水 治

薬事指導課長 笹島 厚美

くすり振興課課長（くすりコンソーシアム推進担当）
井口真由美

V 会議に付した事件

- 1 2月定例会付託案件の審査
- 2 請願・陳情の審査
- 3 閉会中継続審査事件の申し出について
- 4 厚生環境行政当面の諸問題について
- 5 行政視察について

VI 議事の経過概要

1 2月定例会付託案件の審査

(1) 説明事項

藤井委員長 本定例会において、本委員会に付託されました諸案件の審査に入ります。

付託されております諸案件は、お手元にお配りしてある議案付託表のとおりであります。

追加提案されました案件について、当局から御説明をお願いいたします。

杉田生活環境文化部長

・令和7年度2月補正予算（案）の概要

有賀厚生部長

・令和7年度2月補正予算（案）の概要

(2) 質疑・応答

藤井委員長 これより、付託案件についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。——ないようですので、質疑なしと認めます。

(3) 討論

藤井委員長 これより討論に入ります。

討論はありませんか。——ないようでありますので、討論なしと認めます。

(4) 採決

藤井委員長 これより、付託案件の採決に入ります。

本委員会に付託されました諸案件のうち、議案第1号令和8年度富山県一般会計予算のうち本委員会所管分ほか16件について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

藤井委員長 挙手全員であります。

よって、議案第1号ほか16件については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

(5) 附帯決議

藤井委員長 ここで、議案第23号富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例制定の件に対する附帯決議について、川島委員から発言を求められてお

ります。

川島委員 御提案させていただきます。こどもまんなか条例に対する附帯決議でございますが、今定例会においても、本会議、そして予算特別委員会等で様々な議論があったところでございます。いろいろ激しい時代の変化の中で、子供を取り巻く社会情勢や生活環境が急速に変化しているところも捉え、本条例を常に実効性を持って真に子供の権利擁護と健やかな成長に寄与するものとしていくために、県として施行後2年をめどにその施行状況について検証を行っていくべきだと。また、その後も新設されますこども支援委員会の活用や子供自身の意見聴取等のプロセスを踏まえ、知事の責任の下、必要があると認めるときは条例内容の見直しも含めた所要の措置を講ずることを求めていくものであります。そのような理由で、原文の朗読をもって提案させていただきます。委員の賛同のほどよろしくお願いいたします。

委員長、資料の配付の許可をお願いいたします。

藤井委員長 許可いたします。

川島委員 案文の朗読をもって提案といたします。

富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例制定の件に係る附帯決議案であります。

ネットやAIの劇的な進化など、こどもを取り巻く社会情勢や生活環境は急速に変化している。本条例を、常に実効性を持ち、真にこどもの権利擁護と健やかな成長に寄与するものとするため、県として施行後2年を目途に、その施行状況について検証を行うこと。

また、その後も、新設される「こども支援委員会」の活用や、こども自身の意見聴取等のプロセスを踏まえ、知事の責任の下、必要があると認めるときは、条例内容の見直しを含めた所要の措置を講ずること。

以上、決議する。

令和8年3月19日。

厚生環境委員会。

藤井委員長 それでは、ただいまの附帯決議案について、何か御意見はございますか。——ないようであります。

それでは、議案第23号富山県こどもまんなか社会を実現するためのこどもの権利に関する条例制定の件に対する附帯決議について、本案のとおり委員会として決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

藤井委員長 挙手全員であります。

よって、本附帯決議は、案文のとおり厚生環境委員会として決定することにいたします。

2 請願・陳情の審査

藤井委員長 次に、請願・陳情の審査に入ります。

陳情は2件付託されておりますので、当局から説明をいただきます。

川辺感染症・疾病対策課長 陳情第1号－3のうち、当委員会所管分について御説明いたします。

この陳情では、子供のワクチン接種機会の確保と費用負担を軽減すること、住民からの情報収集による後遺症や家庭負担の実態を把握することが求められております。新型コロナワクチンは、令和6年度から重症化予防を目的に65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い方を対象に予防接種法に基づく定期接種となり、それ以外の方には任意接種として実施されています。小児・児童生徒は、任意接種に該当することとなりますので、ワクチンの接種を希望される場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関にあらかじめお問合せをいただき、接種されるものと承知しております。

ワクチン接種に対する公費助成は、国が科学的知見に基

づきその安全性や有効性、費用対効果などを精査した上で予防接種法に位置づけて実施することが基本と考えております。後遺症の実態については、国において研究機関や自治体と連携し、発生頻度や症状、経過などについて住民調査が行われ、情報提供されておりますが、依然として不明な点も多いことから、引き続き国に対し罹患後症状の調査の実施や知見の周知を行うよう要望してまいります。

また、自宅で療養される方や同居家族の方の参考としていただくため、県のホームページに自宅療養のしおりを掲載し、症状の特徴や同居の方の感染対策について案内をしております。

なお、市町村においてヤングケアラーを把握した際には、こども家庭センター等において包括的かつ計画的な支援を行うこととされています。

次に、陳情第2号について御説明いたします。

この陳情では、県独自の新型コロナワクチン接種費用補助制度を創設すること、小児・若年層・子育て世代への相談体制を整備すること、社会を支える層の接種機会を確保すること、ワクチン全般の接種費用を支援し広報を強化すること、予防接種や後遺症対策等に係る国への制度改善を要望することが求められております。

任意接種に位置づけられた予防接種費用に対する公費助成については、先ほどの陳情の第1号－3で説明したところです。任意接種を希望される場合は、かかりつけ医や近隣の医療機関にあらかじめお問合せをいただき、接種医と相談の上、個人の判断により接種されるものと承知をしております。県としては、引き続き県民に対しワクチン接種の正しい情報提供に努めてまいります。

新型コロナの罹患後症状については、調査の実施や知見の周知を行うよう引き続き国に対し要望してまいります。

藤井委員長 ただいま当局から説明を受けましたが、これについて御意見等ありませんか。——ないようですので、これをもって陳情の審査を終わります。

3 閉会中継続審査事件の申し出について

藤井委員長 次に、閉会中継続審査事件の申し出の件、議題といたします。

本委員会の閉会中継続審査事件については、お手元にお配りしてある申し出案のとおり議長に申し出たいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤井委員長 御異議なしと認めます。

よって、お手元にお配りしてある申し出案のとおり議長に申し出ることと決定をいたしました。

4 厚生環境行政当面の諸問題について

(1) 報告事項

資料配布のみ

自然保護課

- ・能登半島国定公園雨晴園地等における民間活力導入整備方針の策定について

こども未来課

- ・富山県DV対策基本計画の改定について

くすり振興課

- ・「くすりのシリコンバレーTOYAMA」創造コンソーシアムの取組状況について

(2) 質疑・応答

針山委員

- ・能登半島国定雨晴園地等における民間活力導入整備方針について

亀山委員

・立山博物館の文化観光拠点化について

川島委員

・FIS フリースタイルスキーW杯2026 富山なんと
大会の成果と今後の課題について

瘡師委員

・DV対策について

五十嵐委員

・介護人材対策について

菅沢委員

・富山県リハビリテーション病院・こども支援センター
について

藤井委員

・富山県リハビリテーション病院・こども支援センター
の指定管理について

・戦災資料等の収集・展示に関するあり方検討事業に
ついて

五十嵐委員

・退職に向けての所感について

藤井委員長 それでは、報告事項に関する質疑及び所管行政
一般についての質問に入ります。

質疑、質問はありませんか。

針山委員 私からは、能登半島国定公園雨晴園地等における
民間活力導入整備方針についてお伺いをします。

今回の報告の中にもございましたが、アンケート調査や
サウンディング調査を経て、民間活力導入に向けた整備方
針が示されたところがございます。近所なので私もよく行
きますが、国定公園として自然環境が大変すばらしくて、
本当に景観もよいところで、天気の良い日なんかぼーっと
1日いられるようなところだと思っています。こういった
調査を進められて、ひょっとしたらすぐにでも民間事業者

などが何らかの形で関わってくるかなと思っておりましたが、なかなかすぐにはいかなかったみたいであります。

そこで、今後さらに魅力的な自然公園としていく上でどのような課題があるのか、どのように把握しておられるのか、朝山自然保護課長にお伺いいたします。

朝山自然保護課長 雨晴園地等は整備から50年以上が経過し施設の老朽化が著しいため、高岡市から活性化に向けた検討をしてほしいとの要望を受けまして、委員から御紹介ありましたとおり県では令和6年度に民間企業の知見を活かすためのサウンディング調査を行ったところでございます。この調査結果を踏まえ、高岡市や地元自治振興会、有識者などで構成する雨晴園地等に関する整備方針検討委員会を昨年3月に設置し、整備方針の検討を進めてきたところでございます。

検討委員会の議論では、富山湾越しに3,000メートル級の立山連峰を望むことができる優れた景観を活かしたキャンプ場とすることを目指し、施設が有する松林の保全が重要であるといった意見がございました。その一方で課題としましては、ハード面では施設の老朽化のほか自然公園法や森林法による制限があること、園地までのアクセス道路が狭いこと。ソフト面ではごみ問題や治安、景観の維持に支障が生じていることや、多様な利用者ニーズに十分対応できていないこと。民間事業者の参入面では、収益性が低く初期投資を回収しにくいいため大規模設備投資を行うにはリスクが高いなどの課題が挙げられたところでございます。

針山委員 なかなか難題な課題が多いのかなと感じております。

ただ、先ほども言いましたが、大変すばらしいところだという認識は同じだと思っています。

検討会を2回開かれておりますが、地域と有識者という

ことで、大学の教授や環境省の方、高岡市の観光協会の方、地元の方などといった構成メンバーだったと思っています。ここの活用についてはもっと幅広く、もっと大きな観点で検討していただきたいかと思うし、今後もし機会があれば検討していただきたいと思っています。例えば学校の行事で使えないか、部活動で使えないか、オーバーツーリズムの観点で、道の駅雨晴と非常に近い位置にありますので、例えば観光客の分散をもう少し図るような施設にできないか、そういった意味でいくと、例えば生活環境文化部だけで扱っていくのではなくて、教育委員会、観光推進局や土木部など部局横断で、利活用について検討していただきたいと思っています。

今後どのようにこの雨晴園地等の活性化を図っていくのか、対応について朝山自然保護課長にお伺いいたします。

朝山自然保護課長 このほど策定しました整備方針では、先ほど御答弁申し上げましたように、ハード面やソフト面、民間事業者の参入面での課題があることから、まずは短期的な取組としまして、既存の施設を活かして必要な設備を行い、民間事業者によるイベント等の開催機会を増やすこととしております。

具体的に申し上げますと、ハード面では外国人の利用者にも利用ルールを周知するため、看板を多言語対応にリニューアルするとともに、委員会でも御発言をいただきましたが、松林の保全が重要だとの意見を踏まえ、その枯れた松の伐採にも取り組むこととしております。ソフト面では高岡市と連携し、雨晴園地等の活性化に向けた機運醸成イベントの開催やその仕組みづくり、雨晴園地の受付や監視など管理体制の強化を行っていくこととしております。

これらの取組を通じまして、園地周辺の活性化の機運醸成を図るとともに、将来的な需要や状況の変化に応じて、

中長期的な取組を検討することも整備方針に盛り込んだところでございます。

委員がお話しのとおり、この雨晴園地野営場の周辺は自然環境や景観に恵まれるなど、観光や地域活性化のポテンシャルを秘めたエリアであるということ、それをまた地元の方々も誇りに思っている場所であると認識しております。県としましては、自然環境の保護と利用の両立を図りつつ、観光部局など庁内の関係部局とも連携し、地元の高岡市にも働きかけをしまして、持続的管理に努めてまいりたいと考えております。

針山委員 案内板の多言語化などいろいろと取り組んでいただけるということで、また魅力が増していくと思っております。民間という枠にとらわれず、県や市でできることはやってほしいと思っておりますし、一番はやはり地域がどういった公園を望んでいるかというニーズや思いをしっかりと酌み取って、最後は地域と一緒に魅力向上させていく、また情報発信していかなくてはいけないと思っておりますので、地域の声もしっかりと聞いていただきたいと思っております。

亀山委員 それでは、予算特別委員会の中でちらっと4館連携のお話をしましたので、ここでは立山博物館の文化観光拠点化について質問させていただきます。

立山博物館は、先週、改修工事を終えたばかりで、国の補助を受け、令和5年度より令和9年度までの5か年にわたる立山博物館を中核とした文化観光拠点計画に取り組んでおられますが、残り2年となった現時点で計画期間においてどのような取組を計画しているのか、杉原文化政策課長にお伺いいたします。

杉原文化政策課長 立山博物館では、立山博物館を中核とした文化観光拠点計画に基づきまして、これまでも展示解説

や屋外看板の刷新、多言語化、日本三霊山の魅力を紹介する特別企画展の開催、多言語対応のウェブサイトの開設などに取り組んでまいりました。あわせて、周辺エリアにおきましては、立山黒部アルペンルート内のホテルや山荘でのサテライト展示、立山駅、室堂駅のデジタルサイネージによるPR動画の放映などを通じまして、同館の情報発信を行っているところでございます。

さらに、民間事業者におきましては、立山信仰などの歴史・文化体験と登山やマウンテンバイクを組み合わせた体験ツアーが企画実施されているところでございます。

委員御指摘のとおり、計画期間は残り2年でございますが、令和8年度におきましては、展示館において多言語対応の音声ガイドの導入や、遙望館で上映する映像のデジタル化、立山博物館独自のウェブサイトには3D館内案内機能を追加したいと考えているところでございます。また、令和9年度におきましては、山岳集古未来館の無料Wi-Fi環境の整備や、館が所蔵する貴重な山岳関係の映像資料を来館者が自らのモバイル端末で視聴できる環境の整備、展示館のデジタル立山曼荼羅に英語解説の追加などを行いまして、インバウンドの受入れ環境の向上を含めた博物館の機能強化を図りたいと考えております。

あわせて、周辺エリアでは多様な観光ニーズに対応できるよう周遊バスツアー造成など立山エリアを核とした県内の周遊観光の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き地元立山町や関係団体、観光事業者をはじめとする民間事業者と連携いたしまして、本計画を着実に推進することで立山地域が国内外から選ばれる観光地となるように取り組んでまいります。

亀山委員 あと2年ですので、しっかりと計画どおり進めて

いただいて、アピールしていただきたいと思いますとおっしゃいますのでよろしくお願ひいたします。

次の質問になります。中身は今の流れから来ております。県では県内文化施設の魅力を高め、周遊促進することを目的として、4館連携による様々なイベントを開催していますが、立山博物館以外の3館で実施しているミュージアムコンサートを立山博物館の展示館でやろうと思っただけでなかなか狭いということ、多くの観客は呼べませんが、立山博物館の場合は広域分散型という表現があります。例えば遙望館前の広場などで実施するべきではないかと。これは布橋灌頂会の際、そこで式典を行いましたので、そういう考え方の中で質問させていただきます。岡田芸術振興課長に伺います。

岡田芸術振興課長 県では、県民の皆様身近な場所で質の高い音楽に親しんでいただけるよう平成30年度からミュージアムコンサートを開催しております。委員から御紹介のありました県立の3館のほかにも、公立・私立の美術館や博物館のロビー、寺院などの歴史的建造物、割烹やレストランなどこれまで多彩な空間で開催してまいりました。毎回年配の方から高校生、乳幼児をお連れの御家族まで幅広い世代に御来場いただき、好評を博しております。会場の選定に当たりましては、来場者アンケートによる開催希望地や地域バランスを踏まえ、音響や照明など演奏環境が整っているか、十分な客席数と安全な動線の確保が可能か、乳幼児を連れた方や車椅子を御利用の方などの利便性を確保できるか、施設利用者への影響を最小限にできるか、こういった観点から検討しております。

御提案いただきました立山博物館での実施につきましては、来館者の満足度向上や来館される層の裾野の拡大につながる可能性を持っていると考えております。今ほど申し

上げました観点と併せまして、候補地の一つとして検討してまいります。

なお、参考でございますが、立山町の関係では、令和4年3月に立山町日中上野のハーブ園に囲まれた複合施設、ヘルジアン・ウッドのレストランでソプラノ歌手とギタリストによるミニコンサートを「歌とギター 夕べの原風景」と題しまして開催したところ、定員を超える56名の方に鑑賞いただきました。今後とも県民の皆様が身近な場所で質の高い音楽に触れる機会の充実に努めてまいります。

亀山委員 民間のところ、今ヘルジアン・ウッドが出ました。朝日町でも開催されると。そういうのは聞きましたが、立山博物館を広域分散型、要するにどこまでを立山博物館という表現を使うかなんですよ。展示館を見て立山博物館だと捉えるのか、それともエリアが広い話になりますが、先ほど述べていた遙望館やまんだら遊苑を含めて立山博物館と捉えるか。皆さんは展示館だけを見て立山博物館と捉えているのではないかと思いましたので、こういう質問の仕方をさせていただきました。広域という表現で使われるのであれば、先ほど申し上げた布橋灌頂会で使われる遙望館前の広場は広々としたところで、立山権現太鼓などもやっております、そうしたらまた雄山高校生も手伝ってくれたりしますので、できればお願いしたいと思っております。

川島委員 ミラノコルティナ冬季オリンピックの興奮も冷めやらぬ中、先月の28日から今月1日まで、南砺市平スキー場において、FISフリースタイルスキーワールドカップが開催されました。私は残念ながら行けませんでした。県議会にはスポーツ議員連盟がありまして、たくさんの県議員が応援に行って、大いに盛り上がったと聞いております。スキーといえば富山という、世界のスキーヤーに訴えるPR効果もあったのではないかと感じております。そう

いう世界大会が県内で開催されましたが、このワールドカップによって、どのような成果が本県にもたらされたのか、どのような総括をされているのかを伺いたいです。

加えて、新田知事や南砺市長から来年度以降の開催もぜひ期待するとの意向が表明されております。今大会では多くの改善点を、いろいろな方向から御指摘されているところでありまして、例えば開催の告知、交通アクセス面、宿泊施設、足りなかったと聞くボランティアの確保、会場周辺の環境整備、通信面、観戦面、選手の食事面の質やバランス、観客満足度、大会を活用した周辺の観光や文化PRなど多岐にわたって改善の余地があると考えておりますが、そういう点も含めて新保スポーツ振興課長にお伺いしたいと思います。

新保スポーツ振興課長 開催までの主な経緯としましては、昨年度、全日本スキー連盟から富山県スキー連盟に対しまして、2020年の秋田大会以来となりますスキーワールドカップモーグル大会の日本大会を、たいらスキー場を会場として誘致できないかと要請がありました。その後、富山県スキー連盟としてはぜひ協力したいということで、全日本スキー連盟と富山県スキー連盟との合同で富山県と南砺市に対して大会開催への支援要請があり、県と市がそれぞれ令和7年度予算で支援することとなりました。

本県での初開催となりました先般の富山なんと大会では、ミラノコルティナオリンピックの直後であったこともあり多くの注目を集め、2日間で約9,000人の観客が詰めかけ、本県のスポーツツーリズムの推進や、世界トップレベルの競技を間近で観戦できましたことは、競技力の向上、スポーツ振興につながるものになったと考えております。

この大会は、主催が国際スキースノーボード連盟、それから全日本スキー連盟、主管が大会組織委員会と富山県ス

キー連盟で運営されまして、富山県と南砺市は後援として支援したものであります。このため、事前の広報PR、当日の交通手段の確保、会場周辺の環境整備など大会全般の運営は主催者側で行われまして、県や市は主催者側の意向を伺いながら地元自治体としてできる範囲の支援に努めてまいりました。

御指摘の点は大会組織委員会からもお聞きしているところでありまして、初開催となったこの大会、試行錯誤しながら取り組まれまして、御苦勞があったと認識しております。今後大会組織委員会で、今回の大会の総括を行われるとお聞きしております、御指摘のあった個々の点の課題も含めまして、南砺市やたいらスキー場とともに情報共有を図ってまいりたいと考えております。

川島委員 9,000人以上も来場されて、富山県の盛り上がり
に大いにつながったと思いますが、改めて特に、富山県スキー連盟をはじめ県内関係各位の準備から大変御苦勞があったかと思えます。敬意と感謝を申し上げたいと思えます。

その準備段階の中で、我々の耳にも入ってきたのが、世界大会ですので、かなり総事業費がかかるということで、協賛金を募るのもなかなかままならないと。協賛金が集まらないから開催も中止になるのではないかという声も、実は耳に入ってきたところではありますが、県や市からの後援の位置づけでの今回は公的支援ということでしたが、実際のところ、企業協賛金の確保が重要だったと聞くわけですが、協賛金が当初の見込みより十分に集まらず、大会中止の声もあったと聞いております。本世界大会運営に当たって、大会全体の開催経費と県や市など行政が負担した補助金を含めた支援内容は実際どのようなものであったか、また民間協賛金の見込み額と実績額はどうか、新保課長にお伺いいたします。

新保スポーツ振興課長 先ほども答弁しましたが、昨年度10月に、全日本スキー連盟と富山県スキー連盟から要請を受けまして、今回の大会開催に向けた広報や大会当日の運営費等に対する経費面の支援として、県と南砺市でそれぞれ1,000万円と500万円の補助金を令和7年度予算で支援することといたしました。このほか県では、大会前には県公式SNSやホームページでの大会や交通手段の周知、大会前日に選手・役員約300名が参加されましたレセプション会場で、観光PRブースやます寿し食べ比べブースの設置、選手・役員へのお土産の贈呈、大会当日は会場に観光PRブースを設けたほか、男女の入賞者20名に副賞として「寿司といえば、富山おみやげBOX」を贈呈するなど、県職員が大会の盛り上げに一役買うとともに、本県の観光PRを行いました。

また、南砺市では大会組織委員会の一員として事前広報から大会開催までの諸準備に携わり、大会当日は駐車場や会場での庶務的な業務に約50名の職員を派遣したと伺っております。

全体事業費につきましては、県や市からの補助金のほか民間からの協賛金として当初目標とされておられました約4,000万円を集められまして、こうした収入を基に、当初総事業費が6,000万円という規模で計画されておられたとお聞きしております。現在、大会組織委員会において収支の精算が行われており、今後決算報告を受けることになっておりますが、一つは円安の進行に伴うユーロ建てによる賞金の増数、一昨年までは全てユーロではなくてフランでやっていたものが今年度ユーロに変更ということで、そういった増数、それから物価高騰、大きなものは国際映像制作費がかなり要しているということで、当初の見込みより総事業費としてはかなりかかることになったということ

あります。全体事業費が当初より大きくなる見込みということで、現時点ではお聞きしておりますが、今後もしろいろ情報をお聞きしながら、どのようなことが課題なのかということを考えてまいりたいと考えております。

川島委員 行政がいろいろなスポーツ大会や、それに限らずいろいろな民間事業を応援していくということについて、例えば後援であったり、協賛、共催であったり、いろいろなラインがあると思います。本大会を受けて、ぜひ検討いただきたいと思うのは、例えばこれだけの世界大会規模の事業は、成果も効果も考えれば、共催に近い後援なのか、ある程度段階があっているのかなと感じます。例えばすし職人世界大会が富山で開かれるとなったときに、同じように後援でいいのか、今年のソフトボール協会による北信越大会が富山県高岡市でありますがそこには一律的な後援でいいのか——様々な後援、共催事業の判断はあると思いますが、今後コンベンションも誘致したり、対外的に移住定住者も増やしていこうという根本的な県の姿勢があったりしますので、もう少し細分化して、後援の在り方、共催の在り方、協賛の在り方をぜひ今回の例を土台にして、検討いただければありがたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

新保スポーツ振興課長 今、委員にも言われたとおり、負担金なのか補助金なのかという最初の支援をする費目に対しても検討してまいりまして、先ほど言いましたように、ワールドカップは賞金制になっております。必要経費に対して公的資金による支援がそぐうのかどうなのかということを検討し、今回につきましては、県も市も後援という形で必要経費に対して補助できる範囲を支出しようということ、大会の支援とさせていただきます。御指摘いただきましたこと、それから大会組織委員会からの今後の経過報

告も受けまして、今後どのような体制が県としてできるのか、また検討させていただければと思っております。

瘡師委員 通告はしておりませんでした。報告事項のところで、富山県DV対策基本計画の改定というのがございまして、それに関連して若干質問させていただきます。

DVに関する相談件数が2024年で、たしか報道では3,674件ということで、特に新型コロナウイルス感染が蔓延していた時代から増えてきたと。また、身体的な暴力だけではなくて言葉によるもの、あるいは無視、監視といった、いわゆる相手を精神的に傷つける行為もDVに当たるということで、件数も増えてきていると思っております。

そこで、全国的な傾向ではあるかと思いますが、このDVに関する相談件数が高い水準で推移している要因をどう捉えておられるのか、そう川こども未来課長にお伺いします。

そう川こども未来課長 DV相談の件数が増えている要因についてということですが、こちらについては、これまでは身体的な暴力が主にDVだと思われる方が多かったとは思いますが、やはりDVには言葉だったり経済的なものだったり性的なものだったり、いろいろなDVがありますという周知、あとは、例えば県の女性相談支援センターや、各市町村の女性の相談窓口などの相談窓口がありますという周知に努めてまいりました。

そういったことで、今までは相談するほどのことではないかなと思っておられた方が、相談する機会が増えたということも件数が増えた要因、顕在化してきたというものもあるとは思いますが。ただ、調査した中では、やはり相談できなかったと思っらっしゃる方もおられますので、まだまだ相談しやすい窓口を周知していくことが大事だと思っております。

瘡師委員 DVは、子供に直接手が加えられなくても、子供の前で夫婦間の暴力が行われる場合は、それも児童虐待に当たるということで、やはり子供に与える悪影響というのは大変大きいと思います。何に対しても、DV対策に対してもですが、早期発見、早期対応、早期支援というのがやはり基本だと思います。そこでいいますと、相談窓口をどうするか、どうなのかということですが、今ほど言われていました相談する窓口としては、女性相談支援センター、あるいは市町村の担当窓口、また配偶者暴力相談支援センター、それから警察や民間団体、相談する窓口としては非常にたくさんあります。以前私はあるDV被害に遭っておられる方の友人から、どこに相談すればいいのかという問合せを受けたときに、専門性が高そうなので、配偶者暴力相談支援センターがいいのではないかと聞いたのですが、相談窓口の明確化というのが必要ではないかと思ひますし、また、関係機関同士の連携不足が課題になっておりますので、そういった窓口対応をされる方のスキルアップも大事だと思います。今回のこの計画にはそういった相談体制の充実のようなものが盛り込まれているかと思ひますが、その辺はどうなのでしょう。

そう川子ども未来課長 今回の改定につきましては、まず、男女間における暴力に関する調査をしておりました、その結果を踏まえて、検討委員会で協議を重ねてまいりました。委員おっしゃったように、やはり今後対応すべき課題として、相談件数の増加や内容の多様化への対応、潜在化している被害の掘り起こし、また、県内どこに行っても必要な支援を受けられる体制の整備などが挙げられまして、これらの課題を重点的に改定の計画に盛り込んだところです。

具体的には、相談員を対象としました実践研修の充実によりまして、安心して相談できる体制の整備や、支援の質

の向上に努めたいと考えております。また、被害の潜在化に対しましては、やはり正しいDV理解の促進が重要だと考えますので、特に若年層向けにSNS等を活用しまして、予防教育や啓発を強化したいと思っております。

また、市町村や民間団体等と連携しまして、DVの発見や通報のための相談窓口の周知の徹底、また被害者の自立に向けた中長期的な支援も必要だということで、そういった支援体制の充実に努めることとしております。

DVに苦しむ方への支援について市町村や民間団体と連携して、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

瘡師委員 DVの加害者になる方は、職業に全く関係ない、しかも社会的地位にも全く関係ない。大分前になりますが、私がこの配偶者暴力相談支援センターに話を伺いに行きましたら、最初に私が疑われました。配偶者を取り戻しに来たのではないかと。いや、私、そんなふうに見えますかと言いましたら、いやいや、そんなの関係ないんですと。

そういう経験もありますので、本当に一時的な夫婦間・家庭のトラブルなのかDVなのかって、その辺の境目もちよっとはつきりしないのかもしれませんが、いずれにしてもやはり早期発見、早期対応、早期支援を基本にして、ここに共同親権制度の導入でまたハードルが上がる感じもしますが、そういったことへの対応など、より実効性のある計画にしていだきたいということをお願い申し上げまして、終わります。

五十嵐委員 私からは、介護人材対策について数点お伺いしたいと思っております。

県内の介護サービス施設や事業所で働く職員数は、2024年度末で1万8,721人です。2024年度から2026年度までを期間とする高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画

では、2026年度までに2万2,500人へ増やす計画を県では掲げております。県が定める目標値に約3,700人足りていないという人材不足の現状をどのように認識しているのか、橋本厚生企画課長にお尋ねしたいと思います。

橋本厚生企画課長 委員が御指摘のとおり、県内の介護職員数は、第9期介護保険事業計画における2026年度の目標値が2万2,500人であるのに対し2024年度末の職員数が約1万8,800人となっており、約3,700人が不足している状況にあります。また、介護職員の有効求人倍率は4倍程度と高い水準が続いているところがございます。こうした状況に加えまして、今後も介護需要の増加が見込まれることから、介護人材の確保と定着は本県における重要な課題の一つであると認識しております。

五十嵐委員 介護職員については、求人倍率が4倍を超えるということであって、どの事業所、施設とも大変人手不足なのかなと思っています。平成30年以降、長期にわたって離職者が入職者を上回っているという推測もあります。県内の介護職の働き始める人、あるいは離職する人の人数は、直近ではどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。また、離職者を減らすためにどのような努力をされているのかお尋ねいたします。

橋本厚生企画課長 厚生労働省の介護サービス施設、事業所調査の結果に基づき算出した推計値となりますが、事業所間の異動を除きますと、新規入職者数につきましては、直近の令和6年度で約1,200人となっている一方で、離職者数は令和6年度で約1,400人となっており、依然として人材不足の状況でございます。県では介護職員の離職防止と職場定着を図るため、知事出席による介護職員合同入職式を開催し、新人職員のモチベーション向上や、他事業所の職員とのネットワークづくりを支援するとともに、介護

技術に対する不安の払拭に向けたフォローアップ研修を開催しております。また、訪問看護分野では、経験年数の少ないヘルパーに対し先輩職員が同行して指導を行う同行支援への助成を行うなど、実践的な研修による職員の定着支援にも取り組んでおります。

さらに介護ロボットやICT導入による業務負担の軽減、魅力ある職場づくりセミナーの実施等を通じ、若手からベテランまで働きやすい環境づくりを進めているところでございます。

五十嵐委員 新規に就く人が1,200人で離職する人が1,400人ということで、このままいくと毎年200人以上差がついていくのかという心配があります。直近のデータでは、介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数は、全国で212万6,000人とされておりまして、2040年度までには約272万人が必要とされております。富山県では、2040年度にはどのぐらい不足になると予想されるか、また介護職員の確保に向けてどう取り組んでいくか、お尋ねしたいと思います。

橋本厚生企画課長 委員御紹介の令和6年7月に公表されました厚生労働省の推計によりますと、本県では2040年度には介護人材の必要数が2万3,126人と見込まれるのに対し、従事する職員数は1万8,238人ととどまり、不足数は約4,900人となる見込みとされております。県ではこうした将来的な人材不足も見据えまして、これまで県福祉人材確保対策・介護現場革新会議の構成団体と連携し、掘り起こし、教育・養成、確保、定着を柱としまして、介護人材確保の取組を進めてきたところでございます。

新年度は、福祉人材センターの機能を強化し、スポットワークの活用や潜在介護福祉士の再就業支援によりまして、短時間勤務を含む多様な働き方を促進し、即戦力となる人

材の確保につなげてまいりたいと考えております。

また、中長期的な人材の裾野の拡大と定着を図るために、小中学生への魅力発信に取り組む市町村への支援や、元気高齢者による介護助手、こちらは県の愛称をケアサポーターと言いますが、このケアサポーターの導入促進と就労マッチング、さらには介護ロボットやICTの導入による負担軽減にも、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

五十嵐委員 2040年度に4,900人が不足するという推計が出ていますので、毎年200人ずつ増えていくと、この数字に大体近づくと考えています。介護人材不足の対策としては、最近いろいろな施設に外国人の方が就労されております。このことも一つ人材不足の解消に強力な手だてかと思っております。県でも介護事業所向けの説明会を行って、支援もしてきておりますが、現在県内では介護職として働いている外国人の現状はどのようなになっているのかお尋ねしたいと思っております。

橋本厚生企画課長 県内で介護職として働く外国人材は、平成30年度には23人でありましたが、令和8年1月末現在では約750人まで増加しており、大規模な事業所を中心に受入れが進んでおります。

五十嵐委員 現在は700人余りということは、多分大規模な事業所が中心であって、小さなところにはまだ外国人は入ってきていないというのが現状かと思っております。そんなことを受けて、先ほど可決されました予算でも、福祉・介護人材マッチング定着強化事業や、外国人介護人材獲得強化事業、あるいは外国人の介護職員のための宿舎施設整備事業など外国人の受入れに向けて大変いろいろと手を打っていると理解しております。具体的にどのように取り組んでいこうと考えておられるのかお尋ねしたいと思っております。

橋本厚生企画課長 県では今後の介護人材不足への対応策の一つとしまして、外国人介護人材の受入れと定着の促進に取り組んでおります。これまで外国人介護人材を受け入れる介護施設に対し、日本語学習や翻訳機の導入支援のほか、法人が借り上げたアパートの家賃等受入れ体制の整備への支援を行ってきたところでございます。

新年度におきましては、外国人介護人材の受入れをさらに進めるため、福祉・介護人材マッチング定着強化事業を実施し、外国人未採用の介護施設に対し採用活動をはじめ入国後の定着支援として円滑なコミュニケーションを促すための日本人職員向けの異文化理解研修や、外国人介護人材が習得すべき技能、目指すべき姿を明確にさせていただくためのキャリアパス構築を支援してまいりたいと考えております。

また、外国人介護人材のさらなる定着を図るため、介護職員の宿舍施設整備事業を実施しまして、介護事業者が当該介護施設等に勤務する外国人材を含めた職員用の宿舍を整備するための費用の一部を補助することにより、介護職員が安心して働き続けられる環境を整え、職場への定着を支援してまいりたいと考えております。

五十嵐委員 大変な人手不足の分野であります。しっかりと手当てしていただいて、少しでも新規就労、定着に努力していただきたいと思っております。

菅沢委員 富山県リハビリテーション病院の指定管理料のことを取り上げるつもりでおります。藤井委員長が後でしっかりといろいろな観点からの突っ込んだ質問や御提案があるようですから、私は指定管理料の問題に絞ってお伺いしたいと思います。

まず、この指定管理料をめぐって、当初予算、さらには11月補正、そして2月補正予算について、それぞれ常任委

員会でその経過、考え方の説明をされておりますが、改めて河尻課長にお尋ねします。特に令和7年度の指定管理料の2月補正までの経過を見てみますと、相当金額が上積みされますから、このリハビリテーション病院の収支はちゃんと均衡して、かなり改善されていく、支援策によって改善されていくのかなという期待感を持って私は見ておりますが、いかがですか。

河尻障害福祉課長 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの指定管理料につきましては、通常では予見できない事態が発生した場合などに、県と指定管理者が協議いたしまして、指定管理料を変更できることとなっておりますことから、令和7年度の指定管理料についても既に措置済みの11月補正予算におきまして人件費高騰分、物価高騰分について増額をさせていただいたところでございます。

しかしながら、少子化や地域移行が進んだことで、こども棟の入所実数が当初指定管理料設定時の想定より減少していることや、人件費についても11月補正予算で想定した上昇率に比べまして、令和7年度の富山県人事委員会勧告の上昇率が高かったこと、また、11月補正予算での想定に比べましてさらなる物価の高騰が確認されたことから、2月補正予算案においても増額をお願いしているところでございます。

これによりまして、指定管理者の医療事業収入が増加いたしましたしまして、おおむね収支は均衡するものと考えております。

菅沢委員 令和7年度当初予算、1回目補正予算、2回目補正予算案合わせて9億円を超えるようですが、数字の説明をもう一回改めてしてください。

河尻障害福祉課長 令和7年度当初予算につきましては4億

4,600万円計上させていただいております。先ほど御説明させていただきました11月補正予算におきまして3億7,800万円増額させていただいております。この内訳につきましては、人件費の高騰分、物価の高騰分でございます。今、御提案させていただいております2月補正予算案につきましては、8,934万円ということで、先ほど御説明もさせていただきましたが、入所児の減による減収分と人件費の高騰分、物価の高騰分が主なものとなっております。

菅 沢 委 員 令和7年度はあわせて9億1,300万円ほどの、従来から見たら大きな指定管理料になります。今、課長はこの補正によって、収支の均衡を期待されるということでもありますので、皆さんの御努力に対して心から敬意を申し上げます。

ただ、令和7年度の決算はいろいろ予測されているようですが、過般の参考人を招いての常任委員会の中で令和7年度決算についても赤字の予想ということで、関係者からもう既に説明がなされております。決算が最終的にどう固まっていくのかというのは、推移を見なければなりません。その辺はどのように考えていますか。

河 尻 障 害 福 祉 課 長 今回の補正予算の金額を決めるに当たっても、指定管理者とは十分協議させていただきまして、必要な金額、補正予算を提案させていただいたものと考えております。繰り返しになりますが、おおむね収支は均衡するのではないかと考えてございます。

菅 沢 委 員 そういうことで、令和7年度については一定の方向が出ましたが、令和8年度に向けて当初予算案に、既に9億5,000万円近く計上されております。この令和8年度の指定管理料の設定に当たっては、特に新たに新年度からいわゆる賃金・物価スライド制の導入と断言していいのでしょうか——毎年度の指定管理料に人件費や物価の変動を適

時適切に反映するという理念というか考え方の中で、今、申し上げましたような賃金・物価スライド制が導入されてきたわけです。この考え方に基づいて、令和8年度の当初の指定管理料は設定されているのでしょうか。その辺の事情の説明をお願いします。

河尻障害福祉課長 新年度の指定管理料につきましては、昨今の物価や人件費の高騰に加えまして、こども棟の利用者減の影響も考慮いたしまして、現在の指定管理期間内の指定管理料に比べまして、大幅に増額をお願いしているところでございます。

また、新年度から新たに先ほども御説明ございました毎年度の指定管理料に人件費や物価の変動を適時適切に反映する賃金・物価スライド制が導入されることとなっております。これは、当病院だけではなくて、ほかの県立施設も同様ということになっております。また、想定を上回る物価や人件費の高騰があった場合には、当病院の指定管理料にも適用されることになっております。

菅沢委員 県リハビリテーション病院の今後の病院の経営をめぐる課題については、市村参考人を招いての委員会で県リハビリテーション病院の経営の側からの説明がありましたが、今、話のある人件費及び物価高の影響や、さらには診療報酬の今後の動向等もいろいろあるかと思えます。心配になるような要素もいろいろありますが、さらにこども棟入所者の減少ということも、今後の経営課題の中で説明をされております。この件については、少し経過を見て、病院の在り方も含めて、利用の在り方をいろいろ協議することになっております。ニーズ調査なども今後出てくるのではないかと思います。今後はそういうことも含めて病院の経営をめぐる様々な課題があるわけでありまして、ぜひそういう点に注目をいただいて、しっかり対処いただくよ

うにお願いをしておきたいと思います。

藤井委員 今ほど菅沢委員からもありました富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの指定管理について、私からも御質問させていただきたいと思います。

2月19日の常任委員会においても参考人招致という形で、県リハビリテーション病院の指定管理者の市村理事長にお越しいただいて、いろいろ経営状況や運営の状況についての課題整理をさせていただいたところであります。

私の感触でいえば、この指定管理者制度のメリット・デメリットがやはりあるのだなということがよく分かりました。ただ、この歴史的経緯も踏まえてこれからやはり判断していかなければいけないのではないかとということもあわせて、今回、債務負担行為を含めて、本日上程された富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの指定管理について、その歴史的経緯についてお伺いしたいと思っております。

私が理解しているところであれば、2016年の1月、要は10年前になりますよね。高志リハビリテーション病院と高志学園、高志通園センターを再編統合という形で、その際に指定管理制度を導入していると理解はしているのですが、全国の公立病院を見ると、この指定管理者制度というのは運営形態の中では一番少ない9.3%となっており、自治体直営がほとんど8割ぐらいで、あと地方独立行政法人というもので大体11%ということになります。なので、当初この指定管理制度を導入された経緯を改めて踏まえていきたいと思うのですが、河尻障害福祉課長にお聞きしたいと思います。

河尻障害福祉課長 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの運営につきましては、先ほど御説明もございましたが、前身の高志リハビリテーション病院、高志通

園センターから従前より管理委託制度を導入しておりまして、同制度では委託先が公共団体や県出資法人に限られておりましたが、地方自治法改正に伴いまして、平成18年度に管理委託制度から指定管理者制度に移行いたしました。これによりまして、公共法人やNPO法人などの施設の管理も可能となったところでございます。また、併せて統合いたしました高志学園につきましては、昭和34年3月開設以降、県営で運営を行ってきたところでございます。

また、平成17年8月の富山県立社会福祉施設のあり方懇談会による報告書におきまして、高志リハビリテーション病院、高志学園、高志通園センターにつきましては、民間への委託によって隣接する社会福祉施設とともに一体的な運営を実現すべきとの方向が示されたところでございます。そして、平成28年に富山県リハビリテーション病院・こども支援センターとして一体的に整備した際の基本計画におきましては、指定管理者制度を導入してスタッフ間の連携強化、良質なサービス提供を図るものとしております。

平成28年の再編統合以降、当初から地方自治法の改正趣旨に即しまして指定管理者制度を導入いたしまして、多様化するニーズに効果的に対応するため、指定管理者のノウハウなどを活用し、サービスの向上や経営の効率化などを推進してきているところでございます。

藤井委員 指定管理者制度というのはおっしゃられるとおり、民間のノウハウ、そういった活力を発揮していただくためのものだとして理解しています。本病院の指定管理料の算出というところでいきますと、先ほど菅沢委員の御答弁にもありましたが、収支——利用者収入や病院収入と、実際にかかる経費の差額というものをあらかじめ予測して、それを指定管理料という形で算出していると分かりますが、民間の活力の余地みたいなものは、その算出のところでどう反

映されているのかというのは、私の率直な疑問であります。

また、新年度から導入される賃金・物価スライド制もありますが、既に令和7年度では11月補正で先ほど3.78億円、2月補正予算案でも、先ほど8,934万円が、ある意味賃金・物価スライド制と同じような形で補填をされております。言葉を選ばなければいけないのですが、運営まで含めて指定管理しているほかのところに比べれば、随分と融通が利きやすいような運営をされているのではないかなと思っております。今回、一律で賃金・物価スライド制を適用されていますが、そうなった場合、令和7年度で行ったような増額が、同じような形で行われるのかどうなのか、私は疑問に思っております。このあたり河尻障害福祉課長に併せてお伺いしたいと思います。

河尻障害福祉課長 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの指定管理料の設定につきましては、先ほど委員からも御説明ございましたとおり、これまでの実績と将来の情勢を勘案しまして、指定管理期間内に見込まれる所要経費と利用料金収入の差額を指定管理料として設定してございます。また、人件費や物価などの経費の種別ごとに客観的指標に基づく将来の物価上昇率等を加味して算出した変動率を乗じておりまして、昨今の物価や人件費の高騰などを反映した適正な金額の設定に努めているところでございます。

委員の御紹介にもございましたが、新年度から新たに毎年度の指定管理料に人件費や物価の変動を適時適切に反映する賃金・物価スライド制が導入されることになっておりまして、当病院におきましても、指定管理料に適用されるということとなっております。

藤井委員 おおむね説明は分かりましたが、令和7年度の物価上昇や人件費上昇、もしくはこども棟の利用が少なく利

用料金が想定よりも少なかったということに対して、11月と2月に併せて補正を組んで補填をしますが、同じようなことが令和8年度のこの賃金・物価スライド制でも変わらないのか変わるのかをお聞きしたいと思います。

河尻障害福祉課長 賃金・物価スライド制につきましては、客観的な指標を用いまして——人件費については富山県人事委員会勧告を、業務委託費については全国の建築保全業務労務単価を、その他経費につきましては消費者物価指数を基に増減率を設定して、それぞれ対象経費に掛け合わせて増減額を算定することとなっております。計算式があらかじめ決められているということになっております。これまでは物価がどれくらい上がった、委託費がどれくらい上がった、人件費がどれくらい上がったかといった、それぞれ病院の個別事情も含めて財政当局と協議した上で、補正予算を提案させていただいておりましたが、今後はこの計算式に基づいて提案させていただくことになると考えております。

藤井委員 そうなんですよね、客観的指標でさらに1%に関しては、指定管理者が費用分担すると明確にこの間の予算特別委員会でも答弁されておりましたので、今までのように財政課と交渉して決めていくというよりは、このルールに従ってやらなければいけない。それがもしかしたら有利に働くかもしれないし、不利に働くかもしれない。この辺がよく分からないのですが、そういう意味でいうと、指定管理者にとってみたら、これまでのように柔軟な形で補填してもらえないものではなくということなので、恐らくはメリット・デメリットの双方あります。指定管理者はこれまでの経営、利用料金も含めて経営努力をさらに推し進める形でやっていくものだと私は思っていますが、何か民間活力のような、その指定管理者制度を導入しているメリ

ットは、この県リハビリテーション病院には本当にあるの
だろうかと私は疑問であります。

募集要項も、実は令和7年8月の募集要項と令和7年11
月の募集要項の2つが出ていますが、この間に何があった
かということ、10月の末にいわゆるレスパイト、医療的ケア
児の方々の御要望があって、それを反映した形で病床削減
をやらない形での指定管理料、この差が8月時点の9億
350万円ぐらいから11月の9億3,700万円ぐらいまで、
3,400万円ぐらい上がっていて、その算出もされていると
思っています。この辺も、民間努力で何とかならないのか
と私は思うのですが、この辺も含め、これまでの経緯は踏
まえた上で、改めて指定管理者制度を今後も導入し続ける
県としてのメリットは一体何なのかということについて、
河尻障害福祉課長にお伺いしたいと思います。

河尻障害福祉課長 先ほども御説明させていただいたところ
でございますが、周辺に指定管理者が持っています社会福
祉施設がございます。例えば高志ライフケアホームや高志
ワークセンターとの一体的な運営ができるということがま
ず一つのメリットであると思います。また、そのあたりと
の社会福祉士や介護福祉士などの職員の融通ということも
メリットとしてあると考えております。

藤井委員 富山県リハビリテーション病院の機能とこども支
援センターの機能というのは、やはりそれぞれ違うと思っ
ます。今の高志ワークライフセンターでしたか。

河尻障害福祉課長 ライフケアホーム。

藤井委員 ライフケアホームやいわゆるそういった障害者の
方々の支援を行う施設の意義も非常によく分かります。た
だ、県のリハビリテーション病院は、周辺にもリハビリを
やる病院が結構増えてきて、10年前の環境とはやはり変わ
ってきていると。そう思うと、富山県リハビリテーション

病院の機能は一体何なのかということは、ちゃんと考えなければいけない。

一方で、こども支援センター含めてその社会福祉施設は、政策的に福祉的にどうしてもやはり必要なものであるから、ここは民間の云々というよりは、公的にしっかり直営でやっていくというような形で、病院の機能別に経営形態を変えていったりするほうが、むしろ現状に合っているのではないかと私は思っております。

平成17年にあった社会福祉施設のあり方懇談会を踏まえて、この高志リハビリテーション病院については指定管理者制度が導入されたというのと同じように、今後の経営形態移行にすることを検討する場合には、どのような検討プロセスを踏んでいくことが必要なのかということについて、有賀厚生部長にお伺いしたいと思います。

有賀厚生部長 富山県リハビリテーション病院・こども支援センターの指定管理者制度以外の経営形態として考えられるものとしては、県直営化、又は地方独立行政法人化が考えられると思います。これまで県立病院の独立行政法人化については、令和3年度に庁内勉強会を設置して、県立中央病院と併せて主に他県の先進事例についての情報収集を行ってまいりました。今後、検討を行う場合には、改めて庁内勉強会を設置して、参考になる他団体の事例などを情報収集の上、課題整理、比較検討を行っていく必要があると考えております。

令和3年度に一旦そういう話があり、ずっとやり続けていたというより、一旦そこでもう少し情報を集めようということにはなっております。

他県の先行事例を御紹介しますと、岐阜県総合医療センターを独立行政法人化した際には、その検討段階で関係団体や有識者から意見を伺う懇談会を開催したということ

ございました。また、そのほかに県民アンケートの中で、運営主体の在り方について調査されたそうで、そのような形で意見を吸い上げたと聞いております。本県の場合にも、そうしたプロセスは一定程度参考になるのではないかとはい思います。

経営形態の検討ですが、まず、県リハビリテーション病院が担う役割や機能について整理する必要がある、また、回復期リハビリテーション病棟や一般病棟については、富山地域医療構想調整会議における議論を踏まえる必要があると考えます。

その上で、サービスの質の向上や経営の持続に向けた最適な経営形態について検討を進めていくことになろうかと思っております。

藤井委員 令和9年から児童心理治療施設も入ってきます。そういう意味では、繰り返しになりますが、リハビリテーション回復期の病院としての機能と、そういう児童を含めた心理治療、心のケア、そして社会復帰に向けての社会福祉施設の在り方みたいなことというのは、やはりその役割が大分異なるとすれば、こういう経営形態についても議論するよいタイミングなのではないかなと感じておりますので、また私も議会を通じて議論をしていければと思っております。

最後になります。戦災資料等の収集、展示の在り方についてお伺いしたいと思います。

今回の予算案で富山大空襲など戦争関連資料の収集、保管及び常設の展示の在り方の協議、検討する協議会の設置、私もずっと求めていたものを予算上程していただきまして、本当にありがとうございます。具体的な協議会の設置に向けて、新年度どのような取組を予定しているのか、スケジュールも含めて橋本厚生企画課長にお伺いしたいと思います。

す。

橋本厚生企画課長 県では昨年10月以降、戦災資料等の収集、展示の在り方に係る協議の場の設置に向け、県と富山市の担当課との間で戦災資料の収集、保管の現状や全国の先進事例などについて複数回にわたり意見交換、情報共有を行ってまいりました。その中で、課題や議論の方向性、情報収集や体制整備に必要な予算、スケジュール等の基本事項を整理し、令和8年度予算案として100万円を計上したところでございます。

今後は、新年度早々に先進地視察を行った上で、富山市や富山大空襲を語り継ぐ会などの関係団体、有識者等で構成する第1回目の協議会を速やかに開催する予定としております。協議会では、常設展示の場所や方向性、内容はもとより展示を通じた平和に対する県民機運の醸成などに向けて幅広い観点から議論を行っていきたいと考えております。

県としましては、引き続き戦争の体験や記憶、戦災資料を大切に守り伝え、未来に向けて確実に引き継いでいくことができるよう、協議会での議論も踏まえながら、取り組んでまいりたいと考えております。

藤井委員 確認です。先進地視察を行った後に、協議会を開かれるという理解でよろしいでしょうか。

橋本厚生企画課長 現在のところは、先進地視察を行った上でと考えておりますが、また関係者とも相談しながら進めていきたいと思っております。

藤井委員 先進地視察を行った上での協議会をやること自体、私はそのステップはとてもいいと思っておりますので、引き続き私も富山大空襲を語り継ぐ会の議員連盟の事務局長という立場もありますので、ぜひいい形で未来につないでいければと思っております。

五十嵐委員 有賀厚生部長と川西こども家庭支援監におかれては、今月の31日をもって県を退職されるということでありませう。

有賀部長においては、平成19年に厚生労働省に入省されて以来、青森県の健康福祉部長、厚生労働省の医師確保等地域医療対策室長などの要職を歴任し、令和4年7月に厚生部長として赴任されて、3年9か月という大変長きにわたって厚生行政に務めていただきました。厚生部長として卓越したリーダーシップを発揮して、感染症対策、医療体制の整備、県民の健康増進、高齢者や障害者など県民の福祉の充実などの取組を推進するとともに、能登半島地震の復旧・復興に適時適切に対応していただいたものと理解しております。

また、川西こども家庭支援監には、平成元年に入庁されて以来、健康課長、人事委員会職員課長、議会事務局参事・調査課長、同じく次長・総務課長と我々議員も大変お世話になりありがとうございました。その後、厚生部次長などの要職を歴任し、令和7年4月にこども家庭支援監に就任されております。こども家庭支援監として抜群の指導力を発揮して、こどもまんなか社会の実現に向けて妊娠から子育て期まで切れ目のない支援など、安心して子育てができる環境整備や、青少年の健全育成などの取組を推進するとともに、富山県こどもまんなか条例の制定やこども総合サポートプラザ、児童心理治療施設の開設に力を尽くされました。

富山県庁を去られるに当たって、我々議員、また県庁の後輩職員への助言、県民の皆さんへ思いをお二人からお聞きしたいと思っておりますので、お願いいたします。

有賀厚生部長 改めて本当にどうもありがとうございました。

厚生部長を拝命いたしましたのが、令和4年の7月でし

たが、あのときはまだコロナということもございまして、それでも大分落ち着いていたときかなとは思っております。

これまでの話をさせていただきますと、御存じかもしれませんが、私は石川県の出身でございまして、富山にもそれなりにはなじみがあり知っている北陸だと思っております。ただ高校3年間までは金沢にいたのですが、大学は弘前大学という青森県に行きまして、研修医のときは北海道で研修しまして、研修先自体は札幌の病院なのですが、実はその間1か月ぐらい地域医療研修ということで、根室市の病院に行っていたんです。

当時も、多分今もそんなに変わっていない状況だと思いますが、当然根室まで行くのに札幌にまず行けと言われて行っているのに、特急みたいな電車で当時4時間ぐらいかかったんです。根室市というところは、魚津や黒部とも御縁が深いというところで、富山とは実は縁の深い地域だとは聞いておりますが、当時都市自体は3万人住んでいる中で、内科医が3人しかいないという状況。それは開業医、市立病院でということではなくて本当に3人しかなくて、その3人が市立根室病院にいたと。

当然、3万人の都市なのでそれなりにいろいろなことが起きるわけですね。しかもそこにいた先生たちというのは循環器内科から派遣されている先生なので、大きな消化器は診られないわけですね。そこで研修医で何もできない程度の私が行ったが、毎日大変でして、脳出血みたいなのが起きたりしても、結構高齢化しているのです、次の病院に行かなければいけないのです。夏でしたがそこから救急車で2時間かかって「いいか研修医、とにかく血圧だけ上げないで。いいからこの方についていけ。」と、よく分からないけれども怖いなと思いついていって、戻ってくるときは三、四時間かかる。行けた病院も、別にそんな三次

救急医療機関ではなくて、ここでいうところの中核病院に準ずる程度の病院だったんですね。ある意味、そこが私のその後厚生労働省に行こうとなった一つのきっかけでした。

厚生労働省に入ってから、実は医政局で地域医療そのものをやっていたのはここに来る直前だけでした。ただ、その前に当然青森県にもいましたし、青森県も結構似た状況ではあったのですが、それでも北海道よりはとっていました。

それで富山県に来たときに、同じことを言っていらっしゃるのですね。大変だということはあるのですが、ただ、やはりここはなかなかコンパクトですごくやりやすいのではないかなと。私、今バッジをつけさせていただいていますが、県というこの範囲だけ見ていると足りないなどとなりますが、実は県庁に来たら、県庁の中でどこかの出先に行っても、基本引越しをしなくていい。私は、青森県と、あと岐阜県にもいたことがあるのですが、県庁職員でも当然配置になった部署によっては、転勤のために引越しをしたり単身赴任をしなければいけないぐらい広かったりするのですが、それが富山県では要らないという、それ自体すごく有利な点だと思いました。

当然、地域の事情に応じてということはいろいろあると思うのですが、でも、やはり医療も福祉も結局国一律で決められてしまっているものなので、そこをいかに上手にやっていくのか、誰も困らないようにしていくということは、本当に大事だとすごく思いました。

私がそれはこうではないかと言ったとしても、それは地域の人からすれば、今までこうやっていたものも頑張ろうとすればもっと必要なんですよということにはなるのですが、結局、医療も福祉も、最終的にはその県民、国民が自分たちである程度負担が増えていくことになってしまうの

で、できるだけ負担がない上で、でもその命、安全、暮らしが守られる形は、一体どこにあるのかは考えなければいけないと思いました。

ただ、3年9か月もいて、県議会や能登などいろいろな地域の医療関係者や福祉関係者とお話しさせていただいたのですが、やはり地域の県民の方々に対して、もっと本当はわかりやすく、今何が起こっていて、今後どうしたら皆が困らずに引き続き幸せに暮らせるかということをもっと伝えなければいけなかったし、もっと分かりやすくていいのではないかというのが、今はまだ悔やまれるところでございます。

あとは地震も起きました。私の出身は石川県ですが、小松なので、能登の方の苦しみというのは自分の一族でそこにいたわけではないですが、地元の石川県の感覚から見ていると、どうしても富山県、特に氷見など能登半島に属するところは、全国的な意味でも置いていかれてしまったなと。石川県の地震だと思っている人たちがあまりにも多くて、そこをもっと、本当はどうやって発信すればいいのだろうというの、結構思いつつも、なかなか難しかったところだなと。今でももちろん復興がまだまだなところもありますし、そこに対して、石川県と区切るということにならない。そういうイメージを持たれてしまっているのですが、そうならないように、しっかりまだ続けていかなければいけないことだとすごく思っております。

一つ自分のここでの暮らしの話になりますが、実は3年、1期だけ民生委員を地域でやらせていただきまして、結局何も大したことはできなくて、本当に地域の独り暮らしの高齢者の方に持っていけと言われたものを持って行って、そのついでにしゃべってみたいな感じで、一緒にお茶を飲んでしゃべって、お話しを聞くという程度しか本当

にできなかつたのです。

その地域を支える形の一つのモデルとして、今までは多分ある程度ベテランの人たちがやるものだというのもあったのですが、もっと軽い代わりに地域のもっと若い人たちと一緒にそういう支える形をつくることはできるのではないかなと、一つの実験といったら失礼ですが、そういう形はできたかなと思います。地域の人にとってみれば、あまり大したことをしてくれないよなというので迷惑だったかもしれないのですが、むしろ皆さんに導いていただいたと思っております。

あと、本当に県議会の先生たちには、こういう感じなので、いろいろ失礼なこと、好き放題言うこともありました。本当に導いていただいて、あとは県議会の先生たちから地域の方を御紹介いただいて、お話しする機会を結構いただきました。本当に富山県の住民の方々とも結構話す機会があったと思います。

国に戻り、次は医療とはあまり関係ない仕事にはなってしまうのですが、ある意味自分も将来を生きる人間としての当事者、そして、結構学生さんにも教えたり——あなたたちがこれから医療者、福祉の人として生きるには将来こういうことが起こるから、そのときに自分がいい人生を送れるにはどうしたらいいと思うみたいな話をさせてもらったりもしていたので、そういう人たちも見守りながら、引き続き富山県がいい形になっていただきますように祈念をいたしまして、私からの御礼と御挨拶とさせていただきたいと思っております。3年9か月、長い間本当にお世話になりました。ありがとうございました。

川西 子ども家庭支援監 今ほどは、五十嵐委員から身に余るお言葉いただきまして、誠にありがとうございます。

私、今年度限りで県を退職するということにいたしました。

たが、こうした発言の機会を与えていただきましたことに、藤井委員長はじめ委員の皆様方に御礼申し上げたいと思います。

私、平成元年、バブルの真っ最中ですが、入庁いたしまして、37年目、いろいろな仕事を経験させていただき、思い出深い仕事は2つございました。

1つ目が、北陸新幹線の富山金沢開業、これの前後に関わる時期に、新幹線の関連政策担当課長として勤務いたしました。国土交通省をはじめ、JR西日本、それから沿線自治体、あと県内の地元市、異なるプレイヤーとの間で建設財源や、停車駅問題、それから運行ダイヤ、いかに2分で走るか、沿線自治体と、新幹線駅の駅前の開発どうするかと、こういった様々な課題と格闘したことを強く記憶に残っております。

もう一つは、五十嵐委員からも御紹介いただきましたが、議会事務局で3年間勤務させていただいたことでもあります。調査課や総務課、こういったところで議員の皆様方のお仕事を支える仕事に関わらせていただきました。執行部にはなかなか見えない議員の皆様方の姿を後ろから拝見して、議員の皆様方の個性や考え方、政策に対するそれぞれの思い入れ、また地域の方々との密接な関係性といったことをかいま見ることができました。これは大変貴重な経験でございまして、議会の目線から県政を見るという新たな視点を持つことができたと考えております。

この2つの経験から得た教訓といいますか、私なりに考えていたことですが、単純なことで小学生も知っていることですが、一番大切なことは、コミュニケーションを取る上で相手の立場で考えて、共感をして、そして相手を理解するように常に努めるということです。こうした姿勢がなければ、意思疎通というのはなかなかうまくいき

ませんし、よい仕事にもつながらないとずっと思っておりまして、自分がそのとおりできたとはなかなか思えないのですが、常にそういう姿勢で仕事に取り組んできたところ
です。

せっかくですからお時間をいただいて、一言申し上げたいと思っているものがございまして、こどもまんなか条例、いろいろと議論いただきましたが、この条例担当をする前は、私は子供の権利というものは大人の権利と一緒に、既にいろいろな憲法にも法律にも書かれてあることだから、わざわざ別に制定する必要があるのかなと。少子化対策・子育て支援条例もございまして、そこにも権利のことをいろいろ書いてございます。ところが、1年間制定に関わって格闘してみた結果、今は違う考えを持っておりまして、子供の権利を明確化して、県民、県、事業者、それぞれが、あるいは子供も含めて何をすべきかということをも明確化して、条例という形にできたことで、例えば子供の立場での理解が深まって、気づきが増えた、社会全体の理解と受容を促進できる、あるいは子供自身が自分の権利を理解して、自ら守る力が育つ、社会が子供を大切にす文化を醸成できるといったメリットがあるということがよく分かってまいりました。子供を含めて、県民の皆さんがこの条例に親しんで、今後実践をされて、こどもまんなか社会に向かって富山県が着実に向かっていくことを期待したいと思っております。

終わりに、委員の皆様方これまで温かい御指導、励ましをいただきまして深く御礼を申し上げます。また一緒に仕事をしてきました職員の皆さんにも、深く感謝いたします。ありがとうございます。長い間、本当にありがとうございます。

五十嵐委員 どうもありがとうございました。新天地の御活

躍、お祈りしています。

藤井委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質問を終わります。

5 行政視察について

藤井委員長 次に、閉会中の継続審査事件の調査のための行政視察について議題といたします。

県内行政視察については、必要に応じて機動的に実施していきたいと考えており、その実施に当たっての日程調整等については、委員長に御一任を願いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤井委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

藤井委員長 ないようであります。

私からも、有賀厚生部長、そして川西こども家庭支援監はじめ厚生環境委員会の運営に皆様方、御尽力いただきましたこと、本当に心より深く感謝申し上げます。

これで、委員会を閉会いたします。

厚生環境委員長 藤井 大輔